

# 香美町魚食の普及の促進に関する条例

香美町農林水産課副課長 上治 浩行

兵庫県香美町では、魚食の普及の促進を図ることを目的とする香美町魚食の普及の促進に関する条例が制定された（条例第1号として平成26年2月28日公布、同年4月1日から施行）。条例では、毎年10月を「魚食普及月間」、毎月20日を「魚（とと）の日」と定め、魚食の普及を通じて、地域の水産業の振興・地域経済の活性化をねらう。

## 1 はじめに

香美町は、兵庫県の日本海に面した全国有数の漁獲量を誇る香住漁港・柴山港を有し、日本を代表する松葉ガニ（ズワイガニの雄）などの海の幸や但馬牛などの特産物、水産加工品、但馬杜氏などの地場産業があります。それぞれの特色を伸ばし、地域資源の付加価値を高めながら、全国的な産地形成、観光拠点作りを展開しています。

また、観光入込人口は年間約140万人に達し、夏は海水浴、冬はスキーやカニスキ、年間を通しての温泉利用など、近畿圏内屈指の健康保養ゾーンとして位置づけられています。さらに、山陰海岸ジオパークが世界ジオ

パークネットワークへの加入を果たし、その素晴らしい地形・地質や豊かな海の幸、山の幸などの魅力を精一杯に発信した町づくりに取り組んでいます。

## 2 香美町の水産業の状況

本町の水産業は、松葉ガニ、カレイ、ハタ、ホタルイカ等の沖合底曳網漁業やベニズワイガニかご漁業を中心に漁獲量約7000トン、漁獲金額約35億円、また、水産加工品の生産額は百数十億円と本町の基幹産業となっています。

しかしながら、漁業を取り巻く情勢は、漁業用燃油価格の高騰・高止まり、水産資源の減少、慢性化する魚価の低迷、さらに漁船の

老朽化や漁業就業者の減少・高齢化など厳しい状況にあります。

水産加工業においては、原油価格の高止まりによる水産関係資材の価格高騰、安価な輸入加工品の増加や多様化する食生活の変化に伴う魚離れ、原料魚の確保難など同じく厳しい状況にあります。

## 3 条例制定に至った背景と経緯

本町は、先に述べたとおり水産業を基幹産業として発展してきましたが、昭和50年代のピーク時には、漁獲量約3万トン、漁獲金額約100億円にのぼっていましたが近年は漁獲量で4分の1に、漁獲金額で3分の1にまで落ち込んできました。

一方、全国的に魚離れが進行し、厚生労働省の調査では国民1人1日当たりの魚介類と肉類の摂取量を比較すると、肉類の摂取量は横ばいであるものの、魚介類の摂取量は年々減少傾向にあり、平成18年にはついに魚介類の摂取量が肉類を下回りました。

多彩な魚介類が水揚げされる本町でも、調理方法が分からない、処理に手間がかかる、肉と比べて骨などのゴミが多いなどの理由から魚離れが進んできました。

この流れに歯止めをかけようと水産加工業関係者等がアイディアを練りました。これまでも学校給食に地元産の魚の使用や魚食普及イベント等を町内外で開催するなど行政も民間事業者もそれぞれ対策を進めてきましたが、これらを総合的に取り組むことが必要であり、それにはまず町内での魚食普及を徹底しようと考えました。

そうした中で「魚食普及月間」や「魚の日」を定めるほか、町や漁業関係者、町民の努力目標などを盛り込んだ条例制定のアイディアが出されました。

水産加工業者でもある町議会議員が提案者となり、平成26年2月28日の町議会において「香美町魚食の普及の促進に関する条例（通称 香美町とと条例）」が可決され、同年4月1日に施行されました。

食に関する条例は近年増えていますが、魚食に特化した条例は、兵庫県内初であり、全国的にも珍しいものです。

## 4 条例の概要

本条例は5条からなり、条例の目的、町・漁業関係者・町民の役割や努力目標、魚食月間、魚の日の制定について定めています。

第1条は条例の目的として、地域の水産振興、水産物の消費拡大、地域経済の活性化に寄与するため、魚食普及の促進を図ることとしています。

第2条は、町の役割として、魚食普及の促進に必要な措置を講ずることに努めること、教育現場においては、学校給食等に町内産の魚又はその加工品を用いることに努めることとしています。

第3条は、漁業者や事業者の役割として、高い安全性及び品質を確保すべく、生産技術等の向上に努めること、魚食普及の促進に関し主体的に取り組むとともに、町や他の事業者と相互に協力するよう努めることとしています。

第4条は、町民の協力として、魚食普及の促進に関する取組に協力するよう努めるとともに、家庭において栄養バランスに優れた食生活を心がけ、魚の利用消費に取り組むよう努めることとしています。

第5条は、魚食普及の促進への関心と理解を深めるため、毎年10月を「香美町魚食普及月間」に、毎月20日「香美町魚（とと）の日」に定めます。

## 5 条例を基にしたこれまでの取組

条例の制定により、町のホームページ、広報誌、全町放送システム等を活用し、啓蒙活動や情報発信を行っています。季節に応じた魚料理のレシピ、お魚カレンダー、美味しい



学校給食

お魚図鑑等のホームページ内での掲載も始めました。

教育現場においては、毎月20日頃「ととの日メニュー」として、町内の全幼稚園、小学校、中学校で町内産の魚を使用した同一メニューの学校給食(約2000食分を町が提供)を実施しています。町教育委員会と連携し、「日本一のふるさと給食」の実現を目指す取組や食育の一環として地元食材への理解を深め、ふるさとを大切にすることを育む取組にもつながっています。

また、学校給食センター(町内3学校給食センター)が発行する給食日より等を通して、保護者へ家庭内での栄養バランスに優れた食生活の実践や魚の利用消費への理解と協力も求めています。

全国的に魚離れが進行していますが、「子どもが魚を好まない」ことがその要因の一つと分析されています。また、若いお母さんの中には、魚の健康面における効用や栄養価は理解しているが、魚の調理方法が分からないという方が多いと聞きます。そのため、若い母親等を対象とした魚料理教室を年6回開催する予定にしています。

魚料理教室については、民間の女性グループ等の活動を支援することで魚食普及を図るため、独自で開催する魚料理教室等に対して



魚料理教室

地元産の魚を提供する事業も実施しています。15人以上の魚料理教室を開催した場合、1人当たり500円を限度に町内産の魚を提供しています。

さらに、子どもが海や魚に触れることが減少したことも一つの要因であると言われ、魚のさばき方を知る機会がなくなることが、魚離れに拍車をかけていると考えられます。そこで、町教育委員会では、町内全中学校の生徒が卒業するまでに、必ず魚を三枚におろすことができるように、「中学生のふるさとの魚料理実習」(町内産の魚を町が提供)を

実施しています。町内産の新鮮で美味しい魚に触れる絶好の機会となっています。

魚食普及事業の民間運営組織として、ボランティア団体「とと活隊」が公募されました。漁業者、水産加工業者、小売店、観光業者、漁協職員等から応募があり、現在隊員10名、賛助隊員103名で「とと活隊」が組織され、隊員により魚食普及活動の企画、情報発信等を実施しています。

「とと活隊」は、PR用のぼり旗、スタッフフジヤンパー、ステッカー(車用マグネットシート)等を作製し、町内での啓蒙活動に取り組んでいます。隊員の任務として、イベント等の企画立案やインターネット等を活用した情報発信を、賛助隊員の任務として、のぼり旗を店舗などに掲げて、「ととの日」のPRや魚食普及活動に協力することとしています。

また、「とと活隊」は、条例施行後、初となる4月20日の「ととの日」には、記念イベントとして、「ととフェス」を開催し、魚の直売(量り売り)や試食会、お魚クイズ等により多くの町民で賑わいました。5月20日の「ととの日」には、街頭キャンペーンとして町内のスーパ器等で啓蒙チラシの配布を行いました。6月20日の「ととの日」には、町民を対象に調理講習会を開催し、当日の朝水揚げされた旬の魚(ツバス、アジ)のさばき方



を指導しました。7月20日の「ととの日」には、新鮮な魚介類を使用したバーベキューイベントを企画しています。

今後も毎月20日の「ととの日」イベント等や10月の「魚食普及月間」の企画をはじめ、旬の魚を使った料理教室の開催、魚料理のレシピの紹介やインターネット使った交流サイト（SNS）等で情報発信するなど民間のアイデアとパワーを生かした取組が期待されます。

## 6 課題と今後の展望

条例の制定により、「とと活隊」をはじめ漁協女性部、いずみ会等による民間主体、民間主動で事業が推進されており、行政は側面的な支援を行っています。民間パワーと行政がうまく機能しており、全体としてスムーズに事業が進行しています。

本条例の大きな特徴は、第3条の漁業者及び事業者の役割を具体的に規定していることにあります。高い安全性や品質を確保すべく生産技術等の向上に努めるとともに、事業者等に魚食普及事業を主体的に取り組むことを努力目標に掲げています。議員提案の条例でなければ規定しにくい内容です。しかし、これが民間事業や住民をうまく巻き込んで事業が展開されています。

平成25年12月に「和食 日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。和食といえは、「魚」「米」「野菜」が主な食材となります。無形文化遺産の登録を契機に魚への注目が世界的に一層高まります。この機会を活かしてさらに魚食普及活動やイベントを充実させていきたいと考えます。



とと活隊

する意識を変えることからスタートさせようとして水産業関係者等が自主的に取り組んだ事業です。

食べ物に対する嗜好について条例等で規定することについては賛否をはじめ、いろいろな意見があると思います。しかし、本条例については、条例制定の過程から実際の取組まで住民や民間事業者等が主体的に取り組んでいることに本当の意義があるように思います。

本条例が地域活性化の起爆剤になると同時に、こうした取り組みが全国に広まることを期待しています。

## 7 おわりに

全国的な魚離れに歯止めをかけることは簡単ではありませんが、まず、町民の魚食に対